

被保険者に対する福祉還元の在り方について

Ⅱ

(教育資金貸付等)

目次

I 現 状

1. 旧年金福祉事業団業務の再編状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定）（抄）・・・・・・・・・・ 2
3. 被保険者住宅融資について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 大規模年金保養基地（グリーンピア）について・・・・・・・・・・ 5

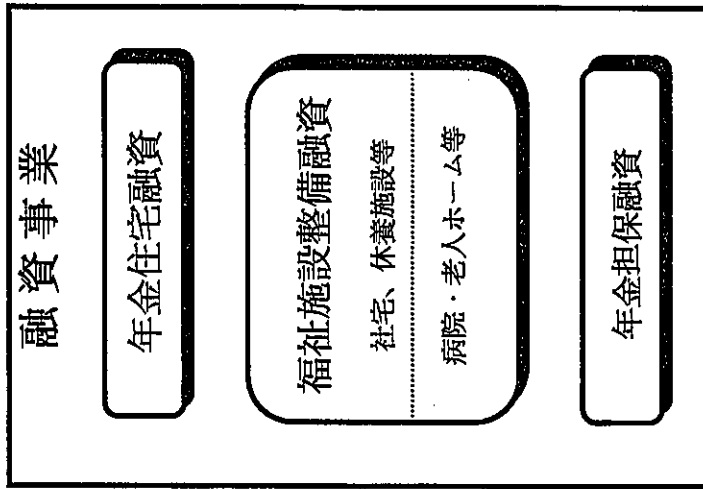
II 年金資金を活用した教育資金貸付制度について

1. 年金資金を活用した教育資金貸付制度に関するこれまでの指摘・・・・・・・・・・ 7
2. 教育費に関する基礎資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 主な奨学金・教育資金貸付制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4. 年金資金を活用した教育資金貸付制度に関する主要論点（例）・・・・・・・・・・ 12

I 現 状

1. 旧年金福祉事業団業務の再編状況

<平成13年3月まで>

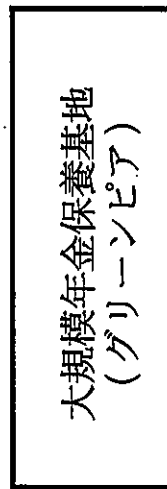
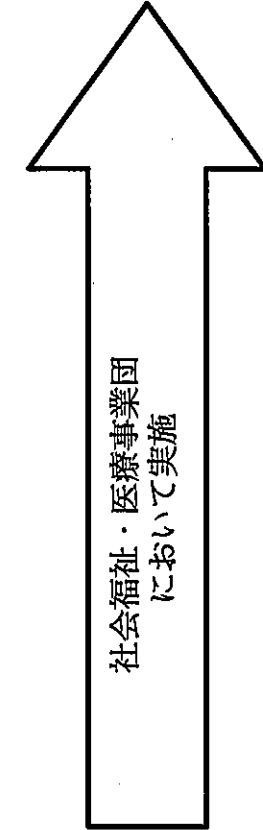


<平成13年4月以降>



(注) 年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時(平成16年まで)に検討し、決定する。

廃 止



(注) 自己収入で運営費さえも賄えない施設については、早期に廃止。(平成15年6月末までに13ヶ所のうち、6ヶ所を運営停止。)

* 年金資金運用基金で経過的に実施

2. 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定) (抄)

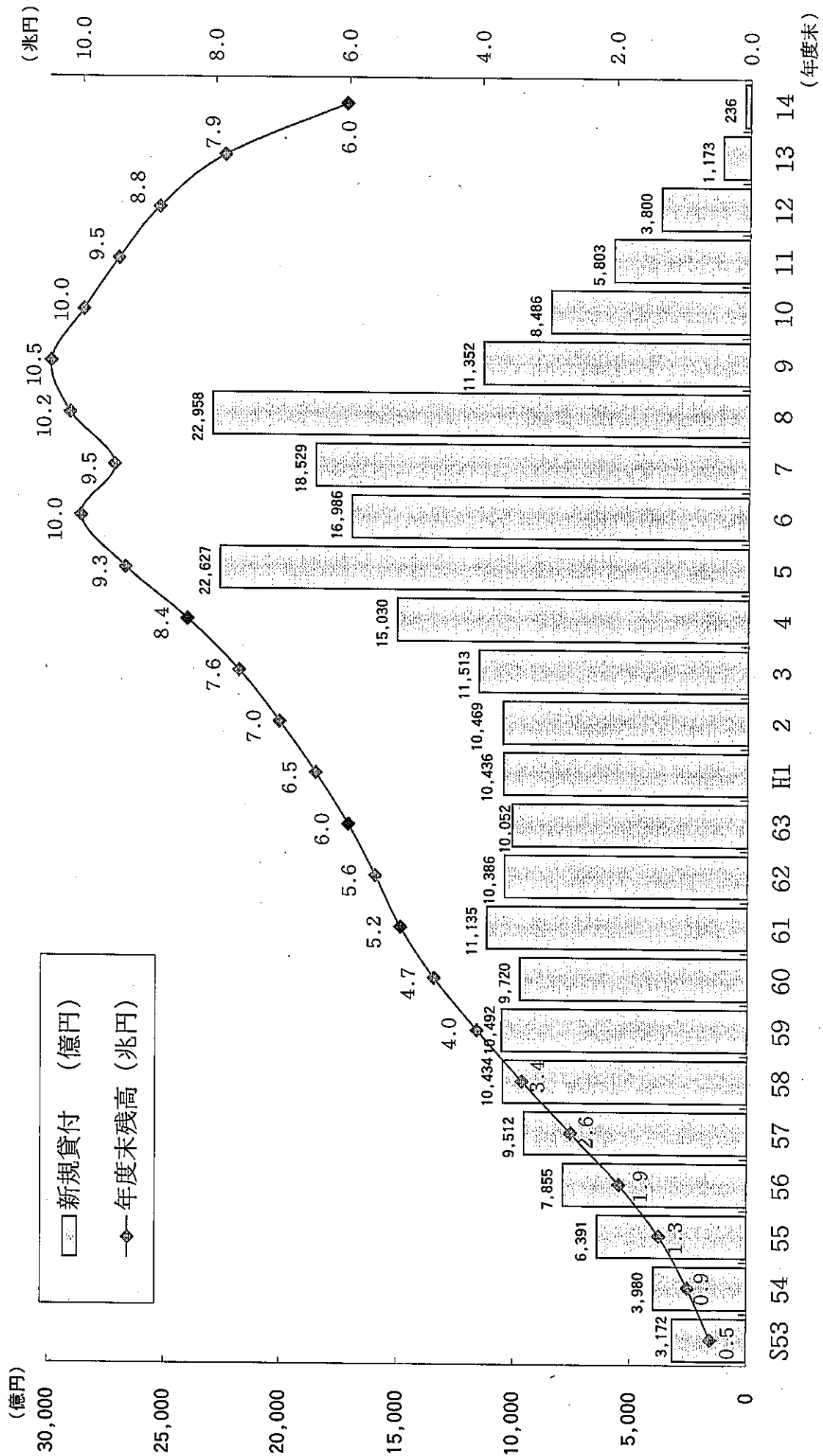
法人名	事業について講ずべき措置 組織形態について講ずべき措置
年金資金運用基金	<p>【年金資金管理運用業務】</p> <p>○次期財政再計算時(平成16年まで)に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する。その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るよう努める。</p> <p>【大規模年金保養基地(グリーンピア)】</p> <p>○平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。</p> <p>【年金加入者住宅等融資業務】</p> <p>○住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する。年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時(平成16年まで)に検討し、決定する。</p> <p>○次期財政再計算時(平成16年まで)に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の在り方を検討し、決定する。</p>

3. 被保険者住宅融資について

(1) 概要

- 昭和48年度に事業開始。
- 平成13年12月の特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）において、「住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する」とされている。
- 貸出利率（平成15年6月現在）
 - 一般貸付金の場合
 - 35年固定：2.78%
 - 25年固定：2.54%
 - 二段階金利 当初10年：2.53%、11年目以降：3.00%
- 貸出限度額
 - 一般貸付金の場合
 - 被保険者期間3年以上10年未満 厚生年金：520万円 国民年金：280万円
 - 〃 10年以上 厚生年金：800万円 国民年金：410万円
- 償還期間 35年以内
- 貸出額累計（平成14年度末） 25兆7千億円（403万件）
- 貸出残高（平成14年度末） 6兆3百億円（106万件）
- 新規貸出（年間） 平成8年度（ピーク時） → 平成14年度
2兆3千億円 236億円
(23万7千件) (3千件)

(2) 融資額等の推移

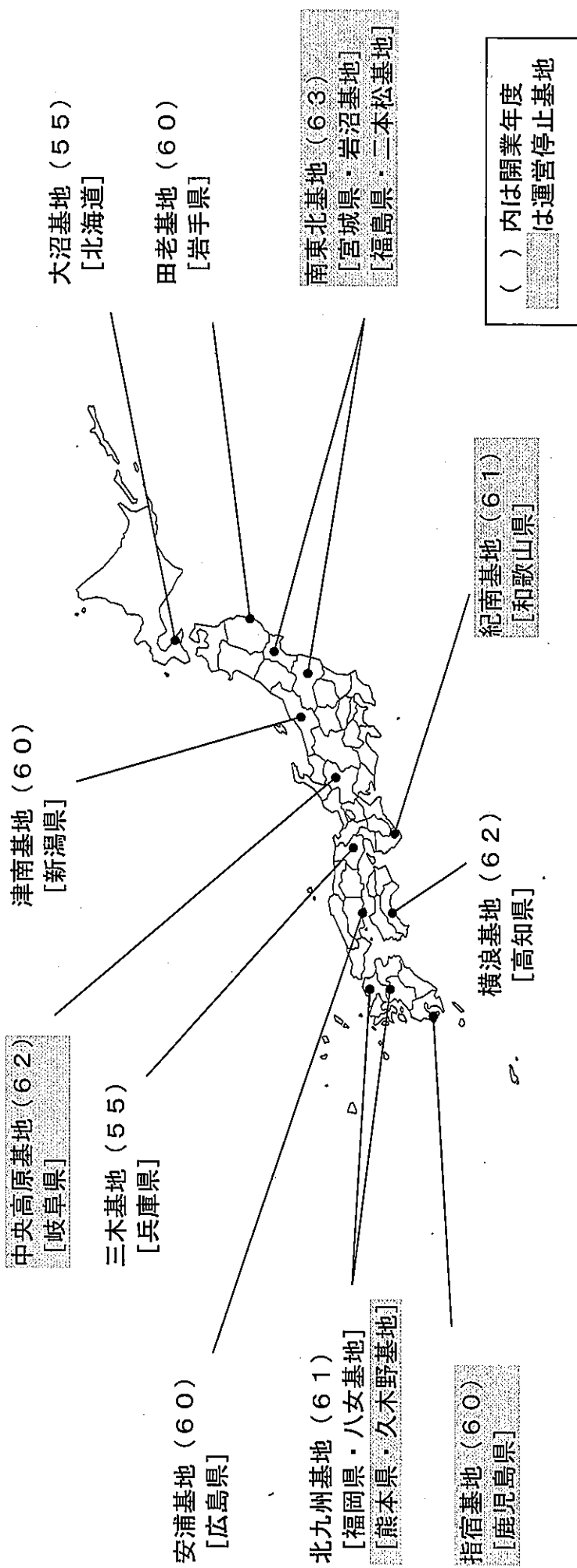


4. 大規模年金保養基地（グリーンピア）について

(1) 概要

- 年金受給者、被保険者等のための保養施設として、旧年金福祉事業団（現：年金資金運用基金）が13ヶ所設置し、地方自治体等に委託して運営。
- 平成13年12月の特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）において、「平成17年度までに廃止、特に赤字施設についてはできるだけ早期に廃止する」とされている。
- 撤退後の施設については、まず、施設所在道県等への施設の譲渡を行うこととし、それが見込めない場合には民間へ売却を進めていくという方針の下、施設譲渡を進めている。

平成15年6月末現在、6ヶ所が運営停止済。二本松基地及び岩沼基地については本年中に地元自治体に譲渡予定。



(2) 大規模年金保養基地に関する経費負担状況

- 基地の建設費1,914億円については、財政投融资資金から借り入れ、年金特別会計の負担によって償還中。

要償還額 (元利合計)	3,508億円
昭和49年度から平成14年度までの償還済み額	2,711億円
平成15年度から平成34年度までの償還予定額	797億円

- 上記のほか、固定資産税、施設修繕、森林維持管理等に要する経費として、昭和50年度から平成14年度までの間に、年金特別会計から233億円を支出。

- 基地従業員の人件費、光熱費等の運営経費については、赤字が生じても、基地の運営を委託された地方自治体又は(財)年金保養協会が負担。

(参考) 基地別の累積収支状況 (平成14年度末見込み)

大沼 (北海道)	津南 (新潟県)	三木 (兵庫県)	指宿 (鹿児島県)	田老 (岩手県)	岩沼 (宮城県)	二本松 (福島県)	中央高原 (岐阜県)	紀南 (和歌山県)	安浦 (広島県)	横浪 (高知県)	八女 (福岡県)	久木野 (熊本県)	計
△ 289	1,188	121	△ 817	248	△ 73	△ 122	△ 73	△ 106	74	△ 1,218	77	169	△ 821

(単位：百万円)

II 年金資金を活用した教育資金貸付制度について

1. 年金資金を活用した教育資金貸付制度に関するこれまでの指摘

① 「女性と年金検討会報告書」(平成13年12月)(骨子)

育児期間に係る配慮措置以外の年金制度における対応

少子化の進展が安定的な運営に大きな影響を及ぼす年金制度においては、育児や子育てを支援する措置をさらに拡大させるべきではないかという考え方も指摘されている。検討会においては、公的年金の積立金を財源とした「若者皆奨学金制度の創設」という提案があった。

この提案については、官民の役割分担からみた時の妥当性といった論点があり、その是非も含めてさらに議論を深めていくべき。

○ 「若者皆奨学生」制度(「年金のすべて」から抜粋 宮武委員)

21世紀にふさわしい事業として、「若者皆奨学生」制度を発足させたい。高校生から大学院生まで、専修学校や各種学校も含めて、生徒・学生1人につき年間50万円限度を無利子で貸し出し、20年返済にする。公的年金の全体で、200兆円近い積立金を活用すれば、当初で毎年度最大4兆円の融資財源は楽に確保できる。

大学、高校を卒業してから20年経過して、奨学金の返還を終えるころには40歳前後になる。結婚・出産が早い場合は、ちよūdど第一子が高校に進学する時期に当たる。事実、総務庁の「家計調査」では40～50歳代世帯で教育費は、平均でも家計の6～10%に達する。この時期に、今度は自分の子供達が奨学金を受けられる。その際、親たちが公的年金の保険料を支払い、奨学金を返済(完済あるいは返済中)しているのを、制度利用の条件にする。

② 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」(平成14年12月厚生労働省)(抄)

年金資金を活用した次世代育成支援策の検討

教育に伴う経済的負担の問題が少子化の背景にあると指摘されていることを踏まえ、学生が安心して学べるよう育英奨学金を充実させることと併せて、若者自身が資金を借りて就学し、社会の「支え手」となることを社会全体で支援するとともに、若者が公的年金を身近に感じられるよう、年金資金を活用した貸付制度も含めて新たな貸付制度についても検討する。

③ 次世代育成支援に関する当面の取組方針(平成15年3月14日少子化対策推進関係閣僚会議決定)(抄)

教育に伴う経済的負担の軽減

教育に伴う経済的負担の問題が少子化の背景にあると指摘されていることを踏まえ、若者が自立して学べるようにするため、育英奨学金の充実を行うとともに、新たな貸付制度等についても検討を行う。

(ア) 学生が安心して学べるよう育英奨学金を充実する。

(イ) 世代間扶養を基本的な考え方に運営している年金制度において、若者が次代の「支え手」となることを社会全体で支援する観点から、新たな貸付制度も含めてどのように取り組んでいくか、平成16年の次期年金制度改正の際に検討する。

2. 教育費に関する基礎資料

○ 学生数

(平成14年5月1日現在)

	国立			公立			私立			合計
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	
大学	約 48万人	約 111万人	約 197万人	約 111万人	約 197万人	約 197万人	約 256万人			
短期大学	約 0.6万人	約 2万人	約 24万人	約 2万人	約 24万人	約 24万人	約 27万人			

(注1) 出所は、平成14年度学校基本調査(文部科学省生涯学習政策局)。

(注2) 「大学」は大学院を除く。

(参考) 進学率(平成14年)

大学	短大	合計
40.5%	8.1%	48.6%

○ 学生の学費及び生活費(年間)

(単位:千円)

区分	大学(自宅)			大学(下宿)			短期大学(自宅)			短期大学(下宿)		
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立
学費 (授業料、その他学校納付金等)	652	660	1,258	563	580	1,309	519	539	1,163	417	464	1,099
生活費	541	519	545	1,344	1,269	1,407	490	439	494	1,226	1,153	1,268
計	1,194	1,179	1,803	1,908	1,849	2,715	1,009	977	1,657	1,643	1,617	2,368
(月当たり)	99	98	150	159	154	226	84	81	138	137	135	197

(注1) 出所は、平成12年度学生生活調査(文部省高等教育局)。

(注2) 大学、短期大学ともに昼間部。

○ 現役世代の家計における教育費

(単位：円)

	消費支出	
		うち、教育関係費
夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯 《世帯人員 3.57人》 《有業人員 1.34人》 (夫30-39歳)	290,074	15,094 (5.2%)
夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯 《世帯人員 3.86人》 《有業人員 1.57人》 (夫40-49歳)	366,992	50,909 (13.9%)
夫婦のみ又は夫婦と未婚の子の世帯 《世帯人員 3.12人》 《有業人員 1.98人》 (夫50-59歳)	387,722	43,882 (11.3%)

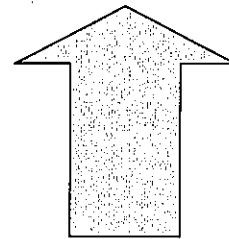
(注1) ()内は教育関係費の消費支出に占める割合である。

(注2) 出所は、平成13年度家計調査年報(総務省統計局)。

○ 奨学金の希望者及び受給の状況

	大学学部	短期大学
受給者	28.7%	22.4%
申請したが不採用	2.8%	1.4%
希望するが申請しなかった	17.3%	12.3%
必要ない	51.2%	63.9%

(注1) 出所は、平成12年度学生生活調査(文部省高等教育局)。



受けている奨学金の種類

	大学学部	短期大学
日本育英会	76.5%	74.1%
その他奨学金	13.2%	20.8%
両方	10.3%	5.1%

(注) 「その他奨学金」とは、地方公共団体及び民間の育英奨学団体等から本人に対する奨学金をいう。

3. 主な奨学金・教育資金貸付制度

		日本育英会奨学金		国民生活金融公庫	
第1種		きぼう21プラン		一般貸付	
貸付対象者	大学、短期大学、大学院、高校生等の学生	大学、短期大学、大学院等の学生	大学、短期大学、大学院等の学生	大学、短期大学、大学院、高等学校等の学生の保護者	年金教育資金貸付(注1)
基準	学力	高校在学時の成績が平均3.5以上(5段階評価)	勉学意欲があり、学業を確実に修了でき、 見る見込みがあること等	なし	左記に加え、厚生年金保険又は国民年金に10年以上加入している被保険者であること
	家計	(国立・自宅通学の場合) 給与所得者 : 年間950万円以下 給与所得者以外 : 年間464万円以下	(国立・自宅通学の場合) 給与所得者 : 年間1,291万円以下 給与所得者以外 : 年間756万円以下	給与所得者 : 年間990万円以下 給与所得者以外 : 年間770万円以下	
貸付額	(大学学部) 月額4.4~6.3万円 (短期大学) 月額4.4~5.9万円	(大学学部、短期大学) 月額3~10万円		200万円以内	厚生年金加入者 : 100万円以内 国民年金加入者 : 50万円以内
利率	無利子	年0.2% (平成15年7月現在)		年1.5% (平成15年7月11日現在)	
返済期間	卒業後20年以内			貸付時から10年以内	
平成13年度貸付実績 【()内は平成13年度末残高】	・40万件 (175万7千件) ・2,273億円 (1兆8,539億円)	・35万2千件 (68万7千件) ・2,524億円 (8,594億円)		・22万9千件 (119万1千件) ・3,052億円 (1兆665億円)	・4千件 (4万3千件) ・38億円 (209億円)

(注1) 年金資金運用基金が被保険者を対象として、国民生活金融公庫による教育資金貸付のあっせんを行う制度。

(注2) 都市銀行の教育ローンの貸付金利は年4~6%程度である。

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抄)

法人名	<p>事業について講ずべき措置 組織形態について講ずべき措置</p>
日本育英会	<p>【奨学金貸与業務】 ○より効率的・合理的なスキームへの見直しを行う。 ○若手研究者の確保等という政策目標の効果的達成の手法として、無利子資金の大学院生返還免除職制度は廃止し、若手研究者を対象とした競争的資金の拡充等別途の政策的手段により対応する。 ○高校生を対象とした資金は、平成7年2月24日の閣議決定の趣旨に即し、関係省庁との連携の下に早急に条件を整備して都道府県に移管する。 ○廃止した上で国の学生支援業務と統合し、新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人を設置する。(注)</p>
国民生活金融公庫	<p>【融資】 ③教育貸付 ○収入上限を引き下げる等対象者等を適切に見直すことにより、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる。」という原則の下に、政策的必要性の高いものに限定し、規模を縮減する。</p>

(注)独立行政法人日本学生支援機構法が平成15年6月10日に可決・成立し、同機構は平成16年4月に設立予定。

4. 年金資金を活用した教育資金貸付制度に関する主要論点 (例)

(1) 年金資金を活用した教育資金貸付制度の創設そのもの是非についてどのように考えるか

① 年金改革に関する有識者調査 (平成15年5月厚生労働省) においては、年金資金を活用した教育資金貸付制度を創設することについて「積極的に取り組むべき」が50%、「年金資金は給付に充てるべきであり、そのような取組は必要ない」が41.8%という結果。

② 賛成、反対それぞれの立場からの主要な意見は以下のとおり。

○ 制度の支え手を拡大する等の観点から、公的年金制度においても次世代育成支援対策に積極的に取り組むべきであり、一定程度の年金資金の使用も肯定される。

○ 少子化の大きな要因である教育費負担の軽減を図るため奨学金制度の大幅拡充が必要。その財源確保策として年金資金の活用が現実的。

○ 年金制度に対する若者の理解を深めるためにも有効な施策であり、低利で年金資金を貸付ける被保険者還元融資制度の有力分野として推進すべき。

● 公的年金制度は老後における所得保障のために運営されており、目的外の次世代育成支援対策に年金資金を使用すべきでない。

● 奨学金貸与の少子化抑制効果は疑問。拡大するとしても、日本育英会奨学金などの既存制度で対応すべき。

● 年金資金運用は市場運用を基本としており、奨学金等で低利運用を行うべきではない。また、公的な貸付制度の拡大は特殊法人改革の流れに反する。

(2) 年金資金を活用した教育資金貸付制度を創設するとした場合、以下のような制度設計の骨格をどのように考えるか

① 貸付原資の調達方法

〔 財政投融资改革の趣旨からすれば、貸付制度の実施主体が財投機関債によって市中調達することを原則とすべきであるが、十分な量の資金を低コストで調達できるかどうか。〕

② 貸付金利の水準

〔 無利子貸付とした場合には年金財政の負担が重くなるが、貸付金利の水準をどの程度に設定すべきか（利子補填や事務費負担をどの程度まで年金財政の責任で行うか）。〕

③ 貸倒れリスクの軽減方法

〔 貸倒れリスクが相当程度存在すると予想されるが（日本育英会の貸出残高に占める延滞債権の比率は10%程度）、低廉な料金で利用できる機関保証などの制度化が可能かどうか。〕

④ 貸付対象者の範囲や貸付額の水準

〔 既存制度との役割分担の整理を行った上で、本人の学力要件、保護者の収入要件等の対象者の範囲や貸付額の水準をどのように設定すべきか。〕